

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

本年 5 月 26 日から同月 28 日までストックホルムで開催された日朝政府間協議において、両国政府は、日本人拉致問題の全面調査と制裁解除について合意に至った。

北朝鮮が、拉致問題は解決済みとの主張を撤回し、特定失踪者等を含めた再調査に合意したことは、救出を待ちわびる拉致被害者と祈るような気持ちで帰国を待つ家族、そして我々国民にとって、拉致問題の全面解決に向けた重要な第一歩である。

しかしながら、北朝鮮は過去の拉致被害者の安否に関する調査において、虚偽の情報提供や一方的な調査打切りなど、不誠実な対応を繰り返してきた経緯があり、政府は今回の調査結果をしっかりと見極め、実効性が担保されるよう北朝鮮に求めていく必要がある。

日本人拉致事件の発生から、既にあまりにも長い年月が経過しており、拉致被害者とその家族の高齢化が進む中、解決にはもはや一刻の猶予も許されない。

拉致は、人権を無視し、我が国をはじめとした全ての被害国の主権をも侵す許しがたい行為であり、国際社会に対して行われる犯罪以外の何ものでもなく、全ての拉致被害者が救出されるまで、絶対に風化させてはならない。

拉致問題の全面解決は、日本国民全体の願いであり、国民一人一人の生命と財産を守ることは、国家が取り組むべき最も重要な責務である。

よって、国においては、日本人拉致問題の早期全面解決に向けて、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 「対話と圧力」という一貫した考え方を保持しながら、各国と緊密に連携しつつ、引き続き全力を尽くして当該拉致問題に係る被害者全員の一刻も早い帰国を実現すること。
- 2 北朝鮮による再調査の進捗に応じて生存者に関する情報等の共有を図るなど、地元自治体との連携を密に行い、帰国後の生活再建に当たっては、国においても手厚い支援を行うとともに、必要な制度改正、財政措置等を行うこと。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 25 日

徳島県議会議長 森 田 正 博